

平成29年度特定施設入居者生活介護指摘事項一覧

5事業所中

| 番号 | 分類 | 指摘内容(文書指摘) | 根拠法令 | 指摘数 |
|----|----------|---|---|-----|
| 1 | 事故発生時の対応 | 事故発生のうち、従業者が誤って利用者の私物を破損した事例について、区への報告が行われていませんでした。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告をしてください。 | 都条例第111号第236条で準用する第39条 都条例施行要領第3の10の3(14)で準用する第3の1の3(25) | 1 |
| 2 | 夜間看護体制加算 | 夜間における連絡・対応体制に関する指針等の整備はされていましたが、施設内研修等での介護職員及び看護職員への周知がされていませんでした。当該指針等について研修等での周知を図ってください。 | 厚告第19号別表10イ注5 老企第40号第2の4(5) | 1 |
| 3 | 医療機関連携加算 | 協力医療機関に当該情報を提供した際、提供した内容に係る書面の写しがなく当該医師からの受領状況が確認できない事例や、医師から受領確認を得ている書面において、当該情報の提供日や対象期間についての記載がなく、確認できない事例がありました。協力医療機関等に情報を提供した際は、当該協力医療機関の医師や主治医から受領の確認を得るとともに受領状況がわかるようにしてください。また、協力医療機関等に情報を提供するにあたっては、その内容を確認し漏れのないようにしてください。 | 厚告第19号別表10注6 老企第40号第2の4(6) | 1 |